別紙様式例第５号

漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

令和　年月日

　一般社団法人

　漁業経営安定化推進協会　御中

申込者住所

申込者氏名　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　漁業用燃油価格差補塡金及び漁業用燃油価格急騰対策補塡金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補塡金及び漁業用燃油価格急騰対策補塡金（以下「補塡金」という）の対象となる燃油購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

１．対象期間 令和年月日から令和年３月31日まで

２．対象数量（補塡金の対象となる燃油購入予定数量）

 （Ａ 重 油）　　　　 ﾘｯﾄﾙ

 （軽　　 油）　　　　　　　　ﾘｯﾄﾙ

 （ガ ソ リ ン）　　　　　　 ﾘｯﾄﾙ

（その他： ） 　ﾘｯﾄﾙ

 合　　 計　　　　　　ﾘｯﾄﾙ

３．積立て単価（１キロリットル当たり）の選択　（次のいずれかに○印を付してください。）

　○　漁業用燃油価格安定対策事業

①7,500円　②6,500円　③5,000円　④4,000円　⑤3,000円　⑥2,000円　⑦1,000円

４．燃油補塡積立金の納入方法等

　　（積立ての金額）

　　選択された単価（円）/1000×予定数量設定申込書の数量（㍑）＝ 円

　＊　積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

　　（納入方法）次のいずれかに○印を付してください。

①　一括納入

②　分割納入（次のいずれかに○印を付してください。）

ア　６月と＿月の２分割

イ　６月と＿月と＿月の３分割

ウ　６月・９月・12月・３月の４分割

　　＊　分割納入のア又はイの＿には、9月・12月・3月の中から選んで記入してください。

　　＊　分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、６月末の納入額にまとめられます。

【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

・　契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。

・　補塡金交付の有無にかかわらず、各四半期ごとの燃油の購入実績数量を、納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。

・　燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補塡積立金を納入してください。

５．漁業用燃油緊急特別対策（以下「特別対策」という。）の適用に係る申し出（次のいずれかに○印を付してください。）

（１）令和２年度も継続して特別対策に加入している方

次の①から③が「はい」の場合、特別対策の対象となります。

①　平成25年12月末までに積立契約を締結し、令和２年度も特別対策に加入している（年度途中での脱退を除く）。

はい・いいえ

②　「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年６月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）第１（１）に定める資源管理計画又は漁場改善計画等に参加している。

はい・いいえ

＊　「はい」に○をつけた方は、６月末までに、所属漁協・漁連等で確認させていただきます。

「いいえ」に○をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないことになりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

③　「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年６月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）に係る省エネに関する計画を策定し、実施する。

はい・いいえ

＊　「はい」に○をつけた方は、当該計画を、６月末までに、所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して一般社団法人漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。

「いいえ」に○をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないことになりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

（２）新規に特別対策に申込が可能な方

次の①から③までのうちいずれか１つが「はい」の場合、新規に特別対策に申し込みができます。

①　平成25年７月から同年12月までの間、「もうかる漁業創設支援事業」、「がんばる漁業復興支援事業」又は「がんばる養殖復興支援事業」に参画しており、当該事業が令和２年度に完了する。

はい・いいえ

②　平成26年１月以降、新たに漁業に従事した。

はい・いいえ

③　けが、病気により平成25年７月から同年12月までの間、操業できなかった。

はい・いいえ

＊　今回の申し出を行わない場合、令和３年度以降に特別対策の適用を受けることはできません。

＊　「はい」に◯をつけた方は、当該計画を６月末までに所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して一般社団法人漁業経営安定化推進協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。

「いいえ」に◯をつけた方は、この特別対策の適用は受けられないことになりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。

６．グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載してください。

グループ構成員数：　　人

７．漁業経営におけるコスト削減の取組

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、加入者は、要領の規定により、漁業経営におけるコスト削減の取組を実施する必要があります。

対象期間に行う、また、前年度に行った漁業経営におけるコストの削減の取組について該当する取組のチェック欄に「○」をつけてください（複数可）。

＊　１つ以上の取組を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コスト削減の取組内容 | チェック欄【対象期間】 | チェック欄【前年度＊２】 |
| 燃油コストの削減・燃費の向上 |  |  |
| 冷凍・冷蔵コストの削減 |  |  |
| 輸送コストの削減 |  |  |
| 餌料コストの削減 |  |  |
| 種苗コストの削減 |  |  |
| 漁業用資材コストの削減 |  |  |
| 販売費及び管理費の削減 |  |  |
| その他＊１ |  |  |

＊１　該当する項目以外の取組の場合は、その他のチェック欄に○をつけ、具体的な取組内容を（　　）内に記載してください。

＊２　対象期間の前年度、セーフティーネット未加入者は、記載する必要はありません。